

## 地域公共交通会議の概要について

「地域公共交通会議」は、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項や市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項等を協議するため、市町村等が主宰者となり、地域の関係者による合意形成を図る場として、平成18年10月の改正道路運送法に位置づけられました。

### 地域公共交通会議

#### 【主宰者】

市町村（複数市町村共同、都道府県も可）

#### 【構成員】

市区町村、住民・利用者代表、都道府県（都道府県単位の場合）、地方運輸局（又は支局）、旅客自動車運送事業者及びその団体、一般旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体

（地域の実情に応じては、道路管理者、警察、学識経験者等）

#### 【目的】

- ・地域のニーズに即した乗合運送の運行形態、サービス水準、運賃設定等の協議や交通計画の策定及び市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価等の協議により、地域住民の利便性の確保・向上に寄与すること



### 具体的な協議内容

- コミュニティバス等による運送（さとバスなど）の協議
- ・運行の形態 ・運賃の設定（改定） ・路線、運行区域の計画
- 市町村有償運送（富里市移送サービス事業）に関する協議
- ・運送の必要性 ・運行の計画 ・運送の登録、更新、変更 ・運送の対価
- 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

### 交通会議で合意・形成

- ・運賃認可の届出化
- ・警察署への意見照会の簡素化（参画している場合）
- ・標準処理期間の短縮（路線変更認可の迅速化等）

## 道路運送法抜粋

(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金)

### 第九条

- 4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者が当該運送に係る運賃等について合意しているときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

### 道路運送法施行規則抜粋

([法第九条第四項](#) の合意しているとき)

- 第九条の二 [法第九条第四項](#) の合意しているときとは、[同項](#) の届出に係る運賃等について地域公共交通会議(地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般乗合旅客自動車運送事業及び第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。)又は協議会において協議が調つているときとする。

(地域公共交通会議の構成員)

- 第九条の三 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

- 一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長
  - 二 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
  - 三 住民又は旅客
  - 四 地方運輸局長
  - 五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- 2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- 一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送について協議を行う場合には、次に掲げる者
- イ 道路管理者
  - ロ 都道府県警察
  - 二 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者